

## 米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金交付要綱

農林水産省事務次官依命通知

制定 平成28年3月29日付け27政統第730号

改正 平成29年3月31日付け28政統第1714号

### (通則)

第1 米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、米活用畜産物等ブランド化推進事業実施要綱(平成28年3月29日付け27政統第728号農林水産省事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 補助金は、事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

### (交付対象、補助率及び流用の禁止)

第3 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として農林水産大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならない。

### (申請手続)

第4 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の規定による交付申請書の提出期限は、農林水産大臣が別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

第6 農林水産大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7 事業実施主体は、適正化法第9条第1項及び交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 事業実施主体は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付規則第3条第1項の規定に基づき、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 農林水産大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別

表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払請求)

第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を農林水産大臣及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(事業の着手)

第12 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で必要な場合に、交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、その理由を明記した別記様式第5号に定める米活用畜産物等ブランド化推進事業交付決定前着手届を農林水産大臣に提出するものとする。

(事業遅延の届出)

第13 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第6号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式7号の概算払請求書を提出した場合は、これを遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 農林水産大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要あると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 事業実施主体は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による実績報告書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施の場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について別記様式第9号による消費税仕入控除税額報告書を速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第16第1項の補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16 農林水産大臣は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

2 農林水産大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第17 農林水産大臣は、第9第1項第3号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 農林水産大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が事業実施主体に交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 農林水産大臣は、第1項第1号から第3号までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第18 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

附則（平成28年3月29日付け27政統第730号）

この交付要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月31日付け28政統第1714号）

1. この通知による改正は、平成29年4月1日から施行する。
2. この通知による改正前の米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金交付要綱により実施した事業については従前の例による。

別表(第3、第10関係)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
米活用畜産物等ブランド推進事業				1 国庫補助金の増又は、事業費の30%を超える増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
1 米活用畜産物等ブランド展開事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 推進検討会の運営費 (1) 委員等謝金 (2) 委員等旅費 (3) 会場借料 (4) 会議資料作成費 (5) 賃金 (6) 通信運搬費 (7) 消耗品費 2 生産流通実態調査費 (1) 調査補助員賃金 (2) 調査補助員旅費 (3) 調査報告書印刷費 3 販路開拓・販売促進費 (1) 広告宣伝費 (2) フェア等参加費	定額 (1/2相当)	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	(1) 事業の内容の追加又は削除 (2) 事業目的の変更
2 米活用畜産物等全国展開事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 推進検討会の運営費 (1) 委員等謝金 (2) 委員等旅費 (3) 会場借料 (4) 会議資料作成費 (5) 賃金 (6) 通信運搬費 (7) 消耗品費 2 市場調査費 (1) 調査票作成経費 (2) 調査票郵送経費 (3) 調査票報告書印刷費 3 情報収集・発信費 (1) 情報収集・WEB等情報発信費 (2) ロゴマーク管理等経費 4 展示会等開催費 (1) 展示会等開催又は参加資料費 (2) 展示会等開催又は参加広告宣伝費 (3) 展示会等開催又は参加会場設営費	定額	経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	(1) 事業の内容の追加又は削除 (2) 事業目的の変更

(注) 米活用畜産物等ブランド展開事業の補助金額は、事業費が6,000千円以内の場合は定額(3,000千円)を上限とし、また事業費6,000千円を超える場合は、事業費の1/2相当以内とする。

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金交付申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金交付要綱第4第1項の規定に基づき、補助金〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
	円	
計		

記

(注) 事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次のI及びIIの記載は、省略するものとする。

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

(注) 事業の目的及び事業の内容については、米活用畜産物等ブランド化推進事業実施要綱第3第1項に基づき承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画（又は実績）を添付すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する (又は要した)経費  (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
○○○事業  ※米活用畜産物 等ブランド化推 進事業補助金交 付要綱の別表の 区分の欄に掲げ る区分及び経費 の欄に掲げる事 業とその経費を 記載する。	円	円	円	
合 計				

- (注) 1 区分の欄には、事業実施主体ごとに必要な事業を記載すること。  
 2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額○○円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。



#### IV 収支予算（又は収支精算）

##### 1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
計					

##### 2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
〇〇〇事業費  ※米活用畜産物等ブ ランド化推進事業補 助金交付要綱の別表 の区分の欄に掲げる 区分及び経費の欄に 掲げる事業とその経 費を記載する。	円	円	円	円	
合 計					

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

V 補助事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款（定款のない団体にあっては、これに準ずるもの）
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画書及び収支予算書（これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの）
- 3 事業の一部を委託する場合にあっては、委託契約書の写し（実績報告に限る。）

※ 添付書類のうち、米活用畜産物等ブランド化推進事業に係る公募要領に基づき提出したものは、添付を省略することができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第9関係）

平成〇〇年度米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金変更等承認申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は「中止後」、廃止の場合は「廃止後」）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止の場合は「中止前」、廃止の場合は「廃止前」）を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。  
なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第4号（第11関係）

平成〇〇年度第〇・四半期米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。  
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第5号（第12関係）

平成〇〇年度米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金等の交付決定前に着手したいので届出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月	理由

別記様式第6号（第14関係）

平成〇〇年度米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金交付要綱第14の規定に基づき、その遂行状況(平成〇〇年〇〇月末日現在)を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況(平成〇年〇月〇日現在)				備 考
		平成〇年〇月〇日までに完了したもの		平成〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号（第14関係）

平成〇〇年度米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金交付要綱第14の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 平成〇年〇月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
- 2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。



平成〇〇年度米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、下記のとおり実施したので、米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。（また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。）

記

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した〇〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容に従い事業を実施した。

事業の目的、事業の内容及び実績、経費の配分及び負担区分、事業完了年月日、収支予算については、〇〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容と同じであった。

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号に準ずるものとする。  
2 当該実績報告書に記載する内容が、申請書に記載した内容（申請書に変更があった場合には変更後の内容）に相違ない場合には、（ ）内のみを記載することとし、以後の記載は省略するものとする。  
3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し及び確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付した書類の記載事項に変更があったものについては、その書類を添付すること。

平成〇〇年度米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金  
の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金について、米活用畜産物等ブランド化推進事業補助金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                                   | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                           | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）                             | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 事業主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。